

## 業務委託先の監督について

(事業者の選定に関して)	本会がその業務の全部ないし一部を外部に委託する場合、個人情報を適切に取り扱っていることを条件として事業者を選定する。
(業務委託先との契約)	本会がその業務の全部ないし一部を外部に委託する場合、個人情報の適切な取り扱い及びその廃棄に関して契約に含めるものとする。
(業務委託先からの再委託)	業務委託先が再委託を行う場合は、元の委託と同等の条件が守られるように契約するものとする。
(業務委託先の監督)	本会は、業務委託先が個人情報を適切に取り扱っていることを定期的に確認する。再委託があった場合には、その受託者も定期的に確認するものとする。
(業務委託先への指導)	業務委託先において個人情報の取り扱いに疑義が生じた場合には、本会は当該委託先に説明を求め、適切な措置をとる。